

令和 3 年度

第 1 回保健所運営協議会

(各課主要事業説明)

令和 3 年 8 月

旭川市保健所

目 次

保健総務課	1
医務業務課	2
健康推進課	3
保健指導課	6
衛生検査課	8
動物愛護センター	10
食肉衛生検査所	11
新型コロナウイルス感染症担当	12

保健総務課

保健総務課では、人事や予算管理などの所内庶務業務や人口増減調査などの保健所統計業務、在宅医療推進事業などを所管する中、主な事業として、医療機関休診時の救急患者に対する休日・夜間等急病対策事業や休日等歯科対策事業等を行っています。

休日・夜間等急病対策事業は、休日や夜間の救急医療体制を確保するもので、症状の程度により初療、二次診療、三次診療に分け、次のように診療しています。

初 療

夜間(18時・19時～21時・22時)、休日等(土曜日の午後、日曜日・祝日等の日中)

内科、外科 当番医療機関が診療

小児科 夜間 市立旭川病院でのセンター方式で診療

旭川薬剤師会が運営するナナカマド薬局で調剤

休日等 当番医療機関が診療

他の診療科 当番医からの要請によるオンコールにより診療

深夜(21時・22時～翌日 7時 30分・8時)

内科、外科、小児科 夜間急病センター（市立旭川病院内）で診療

※外科は当番医の場合もあり

他の診療科 当番医からの要請によるオンコールにより診療

二次診療

市内5基幹医療機関（市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター、旭川医科大学病院）の輪番制により24時間、365日診療。

小児科は、旭川厚生病院が診療。

三次診療

救命救急センター（旭川赤十字病院内）が24時間、365日診療。

一方、休日等の歯科救急医療は、旭川歯科医師会が運営する道北口腔保健センターで診療しています。また、一般の歯科診療所では診療が困難な心身障がい者の診療も行っており、市内はもとより広域からも患者を受け入れております。

旭川市においては、旭川市医師会、旭川歯科医師会及び旭川薬剤師会の御協力をいただきながら、市民の生命や生活を守るため、適切な救急医療サービスを受けられるよう医療体制を構築しています。

医務薬務課

(1) 令和2年度事業報告について

医務薬務課は別紙「令和2年度事業報告」のとおり主に5つの業務を担当しています。

医務関係業務，薬務関係業務及び介護保険施設等関係業務については，関係法令等に基づき例年実施していますが，令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み，立入や実地による検査等は規模を縮小，もしくは書面による検査に代える等，弾力的に実施しました。このため，各業務の主な事業実績は前年より減少しています。

医務薬務関係業務に係る普及啓発，医療安全支援センターの運営については，ほぼ例年どおり実施しています。

(2) 令和3年度事業計画について

別紙「令和3年度の事業計画」のとおり，令和3年度も同様に5つの業務について，現時点では例年どおり実施する予定ですが，新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ，弾力的に実施する予定です。

健康推進課

<健康推進係>

1 がん対策事業

本事業の柱となるがん検診事業を、旭川市医師会、北海道対がん協会、旭川医科大学に委託して実施しています。市内医療機関や旭川がん検診センターにおいて検診を行うほか、地域住民の利便性を考慮し、公民館や町内会館、ショッピングモール等市内約 110 か所にレントゲン車が出向いて検診を行う「巡回検診」を実施します。

2 健康増進事業

市民に対する健康維持・向上のための各種啓発を行っています。主な取り組みとして、特定健診やがん検診等の受診、毎日ウォーキング等に取り組むことでポイントを付与し、そのポイントに応じて協賛企業から提供された賞品を抽選でもらうことができる「健康マイレージ事業」を実施します。コロナ禍においては外出が制限され、イベント参加や集団で行う健康づくりの継続が困難になっており、個人で取り組める健康づくりのニーズも予想されることから、今年度はマイレージ事業参加者の取り組み事例を広く紹介し、健康づくりの啓発を行う予定です。

3 歯科保健事業

1歳6か月健診等での歯科保健指導を行うほか、幼児のフッ素洗口事業への補助等を始め、妊婦や壮年期を対象とした歯周病ケア健診の実施等、ライフステージに応じた歯の健康づくりの支援を行います。また、本市及び周辺9町、関係機関で構成する上川中部歯科保健推進協議会では、関係機関の協力のもと、昨年度制作した加齢による飲み込む力の低下を防止する口まわりの体操をまとめた動画の周知を始め、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する事業を行う予定です。

4 難病相談支援事業

主として北海道が難病や肝炎の患者に対して発行する医療受給者証の申し込みや受給期間更新申請、医療費の還付申請等について、北海道の窓口として受付事務を行っています。処理件数は年間 8,000 件超で、約2か月半の受給期間更新申請の受付だけで、例年 4,000 件を上回る申請を受け付けており、短期間に申請及び処理が集中しています。

<保健予防係>

1 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業を縮小していますが、HIV検査・梅毒検査は再開の要望もあることから、令和3年7月から、回数を限定し、実施しています。

また、東京オリンピック・パラリンピックが、令和3年7月23日から開催されており、新型コロナウイルス感染症を始め、輸入感染症等の流行も懸念されることから、国内での発生状況を注視し、適切に対応します。

2 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く）

令和3年度に新たに追加となる予防接種はありません。

風しんの追加的対策は、3年間の事業とされており、令和3年度が最終年度となります。

様々な機会を通じ、事業に係る周知を行い、対象者の受検を勧奨するとともに、予防接種を未実施の方へ接種の勧奨を行います。

<こころの健康係>

1 精神障がい者医療費助成事業

対象者からの申請に基づき医療費を助成しています。令和2年度は1,406件助成し、令和3年度は1,657件の助成を見込んでいます。

2 地域精神保健活動

精神相談事業では、保健師が面接や電話により、心の悩みや精神科受診、依存症関連の相談等に対応するほか、精神科医が医療の必要性や有効性等について助言する機会を月に1回設定しています。

また、個別訪問や健康教育は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小していますが、感染対策を行い実施します。

自殺防止対策では、令和2年度は専門学校や大学の学生を対象とした若年層向けの自殺防止研修会、自死遺族わかちあいの会開催等は縮小しましたが、国が定める自殺予防週間（9月）の期間を延長し路線バス車内でのメッセージ放映等の啓発活動の拡充や新たにゲートキーパー養成研修の開催等の取組を行いました。

令和3年度は、引き続き若年層を対象とした施策など旭川市自殺対策推進計画に掲げる課題に対して、関係機関と連携を図りながら効果的な取組を進めていきます。

※参考：自殺死亡者 令和元年 72 人，令和2年 62 人（厚生労働省地域における自殺の基礎資料）

3 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金交付事業

様々な悩みを持つ市民の相談業務を行っている「社会福祉法人旭川いのちの電話」の電話相談員の養成事業に対し補助を行なっています。

現在、相談員は 102 人ですが、24 時間 365 日の相談体制の再開には更なる相談員の新規養成及び現任者の離職防止が必要です。令和2年度は補助額を前年度の 60 万円から 74 万 8 千円に増額したほか、令和3年度は 80 万円を計上しています。

保健指導課

<地域保健担当>

1 保健事業

生活習慣病の発病及び重症化予防に向け、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やすため、地域や職域等と協働で事業に取り組むほか、健康教育や各種相談等を実施しています。

2 国保特定保健指導等

糖尿病などの生活習慣病の発症予防及び重症化を予防するため、旭川市国民健康保険課が実施する特定健診の受診者を対象に特定保健指導等を行っています。

<栄養担当>

1 離乳食教室

4か月から1歳児を持つ保護者を対象に、月齢及び発育状況に応じて段階的に離乳食が進められるよう支援しています。

(令和2年度は、4か月児健康診査が一部医療機関に委託したため、少人数を対象とした離乳食説明会を実施しました。)

2 食生活改善地域講習会

市民の健康保持増進、食育の推進及び地域における食生活改善の普及啓発活動を実践するとともに、健康づくり増進事業の一翼を担う旭川市食生活改善推進員の自主的な実践の場とするため、開催しています。

3 食育推進会議

市民が健全な食生活を実践し、健康な心と豊かな人間性を育むことを目指し、本市の食育を推進するため、開催しています。(16名 学識経験者2名や関連団体推薦12名、公募2名)

4 食育アンケート及び栄養調査

今年度は、第3次旭川市食育推進計画、次期計画策定の基礎資料とするため、食育に関するアンケート調査及び栄養調査を実施しています。

5 あさひかわ食の健康づくり応援の店推進事業

食生活に関する情報発信やメニューに熱量（エネルギー量）や塩分量などを表示し、情報提供する飲食等を募り、健康管理を行う上で適切な食品選びや外食を支援しています。

衛生検査課

<生活衛生係>

生活衛生水準の向上を図るため、監視指導計画に基づき各施設に対する監視指導を行うほか、衛生団体の基盤強化及び自主管理体制の確立に向けた助言・支援等を行っています。

令和2年度は、生活衛生関係の営業（理容所、美容所、興行場、旅館業、公衆浴場業、クリーニング所）に関する各法令、墓地、埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要綱、水道法その他関係法令に基づき215件の監視指導を行うとともに、関係衛生団体への講習会を2回行いました。

令和3年度は、生活衛生関係営業施設（公衆浴場、旅館業、理容所、美容所、興行場、クリーニング所）及び生活衛生関係営業以外の施設（特定建築物・火葬場・化製場等・専用水道・温泉利用施設）について、監視指導計画に基づき監視指導を実施する予定です。また、令和3年度は令和2年度に新型コロナウイルスの影響により監視指導を行うことができなかった施設について重点的に立入調査を行う予定です。

<食品保健係>

飲食物に起因する健康被害等の発生を防止するため、食品関係事業者等に対する監視指導、農薬や添加物等の使用基準を確認するための収去検査、衛生講習会の実施等を行っています。

令和2年度は食品関係施設へ食品の取扱いや施設の衛生状態について、施設への立入りによる監視指導について流通食品の収去検査（抜き取り検査）を行い、細菌・添加物・残留農薬等の検査を実施し、違反等がないことを確認するために実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、業務を縮小したため、計画に対する実施率は、監視指導では57.7%、収去検査では61.6%にとどまりました。

食中毒については、アニサキスを病因物質とするものが発生しましたが、原因施設・原因食品の特定には至らず、行政処分等はありません。

また、食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日から食品の安全を確保するための衛生管理方法（HACCP）が義務化されたことから、事業者宛てに周知用リーフレットを送付するとともに、実際の衛生管理方法を説明するための講習会を開催しました。

令和3年度においても、引き続き営業許可施設の監視指導や衛生講習会の実施等により、食中毒等の食品事故の発生の未然防止に努めます。

食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日からは、これまで営業許可の対象外とされてきた集団給食施設や各種の食料品販売店等についても、営業の届出を要することになったため、これらの食品関係施設へ届出を行うようホームページのリーフレットの配布などにより周知を行います。

また、HACCPに沿った衛生管理の義務化については、導入が遅れている施設に対し、必要な指導や助言を行います。

<試験検査係>

試験検査係では、感染症、食中毒等の各種生物検査並びに食品、水質、空気質等の各種理化学検査を実施しています。

生物検査は、水、食品、便等を細菌学的手法で、理化学検査は、食品、水、室内空気などの成分や性質を物理的、化学的手法により検査を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としてPCR検査を実施しています。

動物愛護センター

動物愛護センター「あにまある」では、主に4つの事業を行っています。

動物愛護管理事業は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫等の動物の引取り・譲渡等に関する業務や、動物愛護や適正飼養の普及啓発に関する業務を行うほか、動物愛護センターの施設管理に関する業務を行っています。

検査・治療を含む収容動物の適正な飼養管理を行い、元の飼い主への返還率や新しい飼い主への譲渡率を上げることで殺処分頭数の減少に努めており、昨年度は平成24年度の開設以来、初めて犬・猫ともに殺処分頭数がゼロとなりました。

今年度は、4月に施行した「旭川市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物愛護・適正飼養の普及啓発をさらに推進していくとともに、同条例で新たに設けた多頭飼養の届出制度により、近年、社会問題となっている多頭飼育崩壊の未然防止等に努めていきます。

狂犬病予防対策事業は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射の実施に関する事業で、北海道獣医師会上川支部等と連携・協力しながら実施しています。

防疫対策事業は、主に危険害虫であるスズメバチ等に関する相談業務を行っており、生活弱者世帯等に対する蜂の巣の駆除（委託）や、蜂駆除用防護服の貸出等を行っています。

また、市内で災害による浸水被害等が発生した際には、浸水した住居等の消毒作業を実施しています。

動物愛護基金積立金事業については、動物愛護を用途として本市に寄せられた寄附金を、収容動物の飼養管理及び譲渡推進、動物愛護センターの施設整備、動物愛護の普及啓発等の事業に必要な経費に充てるため、今年2月に設置した「旭川市動物愛護基金」に積み立てるものです。

今年度は、収容動物の診療に用いるデジタルX線画像診断機器の更新や、医薬品・ワクチン・ペットフードの購入等に活用する予定です。

食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、主にと畜場法に基づくと畜検査、と畜場の監視指導業務及び食品衛生法に基づく併設食肉処理施設の監視指導業務等を行っています。

所管すると畜場は、株式会社北海道畜産公社上川工場上川総合食肉流通センターです。

1 と畜検査

食用に供する目的でと畜場に搬入された獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）について、獣医師である「と畜検査員」が、1頭ごとに生きた状態からと殺解体までの工程で主に肉眼的に疾病の有無について検査を行います。この肉眼検査で判断が着かないものはさらに精密な細菌検査や病理組織検査、遺伝子検査等の精密検査を行い判断します。

2 監視・指導

と畜場は、と畜場法の改正によりHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことに伴い、それらが適切に実施されていること確認するために、令和3年度から、と畜検査員による外部検証を行います。

また、食肉処理場等のと畜場併設施設や附帯施設における施設設備や作業工程の衛生管理状況の監視・指導及びTSE（伝達性海綿状脳症）対策として病原体である異常プリオンが蓄積しやすい特定部位の除去確認等も行っています。

3 残留動物用医薬品検査

食品衛生法に基づき、食肉の残留動物用医薬品のモニタリング検査を行っています。

4 データ還元

農場における疾病予防や生産性向上に役立てていただくために生産農場へ検査結果のデータ還元を行っています。

5 食肉の輸出

食肉の輸出について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく衛生監視や衛生証明書の発行を行っています。

新型コロナウイルス感染症担当

新型コロナウイルス感染症に関わっては、令和2年2月、本市で初めて感染者を確認して以来、保健所の体制強化を行う中、積極的疫学調査、PCR検査などにより感染者の特定、隔離を行い、発生対応にあたってきました。

また、市内基幹病院、旭川市医師会、北海道上川保健所、陸上自衛隊第2師団等とで構成する医療対策連絡会において、情報交換、意見交換、協議を行う中、感染者専用病床を確保するほか、旭川市医師会、市内医療機関の協力をいただき発熱外来を設置するとともに、宿泊療養施設も設置し、適切な医療の提供に努めてきました。加えて、令和3年4月から、新型コロナウイルスワクチンの接種にあたってきました。

医療従事者、高齢者、基礎疾患の有無により順位付けし接種を行うほか、職域接種、団体接種、集団接種などにより接種の促進、拡大に努めてきましたが、現在、ワクチン供給量の減少に伴い、接種終了は、当初の予定より遅れる見込みです。

今後においても、ワクチン供給量に応じ、1日でも早く、より多くの方に接種いただけるよう努めてまいります。

【市内医療機関における専用病床数】 ※令和3年8月1日現在

178床 *市立旭川病院、旭川医科大学病院、旭川厚生病院、旭川医療センター、
旭川赤十字病院

【宿泊療養施設】

200室

令和2年11月25日～ コートホテル 90室

令和3年6月3日～ 東横イン旭川駅前 110室

【PCR検査数/行政検査数】 ※令和3年8月1日検査分まで

延べ 78,987人

【感染者数/死亡者数】 ※令和3年8月1日発表分まで

感染者数 2,129人

死亡者数 112人

【変異株発生者数】

アルファ株 疑い169人 確定16人

デルタ株 疑い42人 確定10人

【クラスター発生件数】 ※令和3年8月1日現在

36件 *令和2年度13件・令和3年度23件、うち終息34件